

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8 月 7 日
【会社名】	K D D I 株式会社
【英訳名】	KDDI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 孝司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	(03)6678-0712
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 経営管理本部長 本田 弘樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,102,768,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,738,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 平成27年8月7日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,738,000株	5,102,768,000	
一般募集			
計（総発行株式）	1,738,000株	5,102,768,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,936		100株	平成27年9月1日		平成27年9月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
K D D I 株式会社 財務・経理部	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,102,768,000	-	5,102,768,000

（注） 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,102,768,000円につきましては、平成27年9月1日以降、運転資金等に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成27年8月7日の取締役会により本自己株式処分と並行して、以下の概要にて自己株式処分を決議しております。なお、本有価証券届出書の提出と同日に、この自己株式処分についても、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第5号に基づき有価証券届出書を提出しております。

(1) 処分期日	平成27年9月1日
(2) 処分株式数	普通株式1,125,000株
(3) 処分価額	1株につき1円
(4) 処分価額の総額	1,125,000円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（K D D I 財団信託口）
(7) その他	該当事項はありません。

上記詳細については平成27年8月7日に提出した有価証券届出書をご参照ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年8月7日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬BIP信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ESOP信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年8月7日現在）

<日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）>

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは資金借入取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

イ) 役員報酬BIP信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約（以下、「BIP信託契約」といい、BIP信託契約に基づき設定される信託を「BIP信託」という。）を締結し、BIP信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてBIP信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）といたします。

ロ) 概要

役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託とは、取締役並びに当社と委任契約を締結している執行役員及び理事（海外居住者、社外取締役、非常勤取締役を除く。）（以下併せて「取締役等」という。）に対して、報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社株式の交付が行われる株式報酬型の役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

本制度では、取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が取得した当社株式は、B I P信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。

B I P信託は株式交付規程に従い、当該株式交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、B I P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担してB I P信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社が、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、本制度実行に伴い生じる、信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務（以下、これらを総称して「具体的信託事務」という。）について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

八）参考（本制度の概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成27年9月1日（予定）
信託の期間	平成27年9月1日（予定）～平成30年8月31日（予定）
制度開始日	平成27年9月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	1,092,192,000円（予定）
株式の取得時期	平成27年9月1日
株式の取得方法	当社（第三者割当による自己株式処分）より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

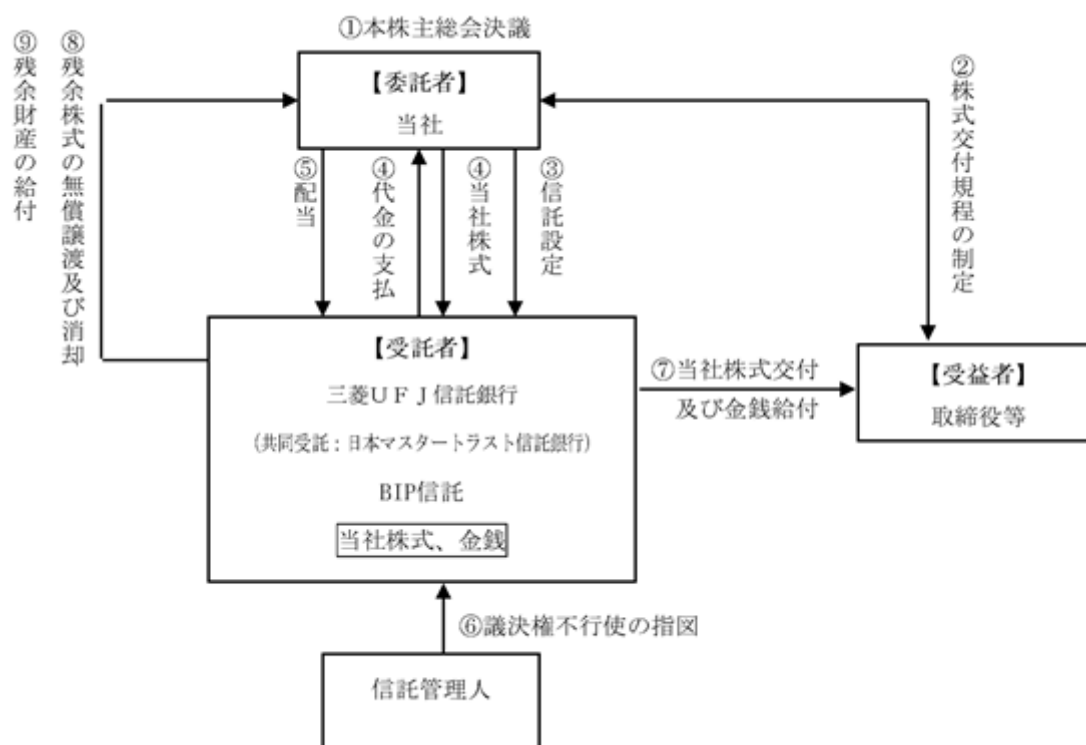
二）B I P信託から受益者に交付する予定の株式の総数

372,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数 イ）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）」と同数であります。）

ホ) 受益者の範囲

取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者

へ) B I P 信託の仕組み



当社は B I P 信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ております。

当社は B I P 信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

当社は の総会決議で承認を受けた範囲内で株式の取得に必要な金銭を三菱UFJ信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（B I P 信託）を設定します。

受託者は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。B I P 信託が取得する株式数は、 の総会決議で承認を受けた範囲内とします。

B I P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

B I P 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、当社の株式交付規程に従い、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任時に交付されます。（なお、信託契約等のために従い、信託内で当社株式を換価した金銭が給付されることもあります。）

信託期間中の業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、B I P 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却を行う予定です。

信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除し信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

また、信託費用準備金を超過する部分については、受益者への分配並びに当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

< 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口） >

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは資金借入取引があります。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

ト) 株式付与E S O P信託の内容

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約（以下「E S O P信託契約」といい、E S O P信託契約に基づき設定される信託を「E S O P信託」という。）を締結し、E S O P信託を設定いたします。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてE S O P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）といたします。

当社の信託型従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」という。）は従業員株式所有制度（日本版E S O P）に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

チ) 概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブ・プランの拡充を図る目的を有するものをいいます。

本プランでは、当社が管理職のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）は、予め定める株式交付規程に基づき管理職に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）が取得した当社株式は、E S O P信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。

E S O P信託は株式交付規程に従い、信託期間中の管理職の業績目標の達成度及び役位等に応じた当社株式を、信託期間終了時に管理職へ交付いたします。当該株式交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担してE S O P信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、具体的信託事務について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）といたします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

E S O P信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、管理職の負担はありません。E S O P信託の導入により、管理職は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した管理職の業務遂行を促すとともに、管理職の勤労意欲を高める効果が期待できます。

リ) 参考（本プランの概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	管理職に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社管理職のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成27年9月1日（予定）
信託の期間	平成27年9月1日（予定）～平成30年8月31日（予定）
制度開始日	平成27年9月1日（予定）
議決権行使	行使しないものとします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	4,010,576,000円（予定）
株式の取得時期	平成27年9月1日
株式の取得方法	当社（第三者割当による自己株式処分）より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

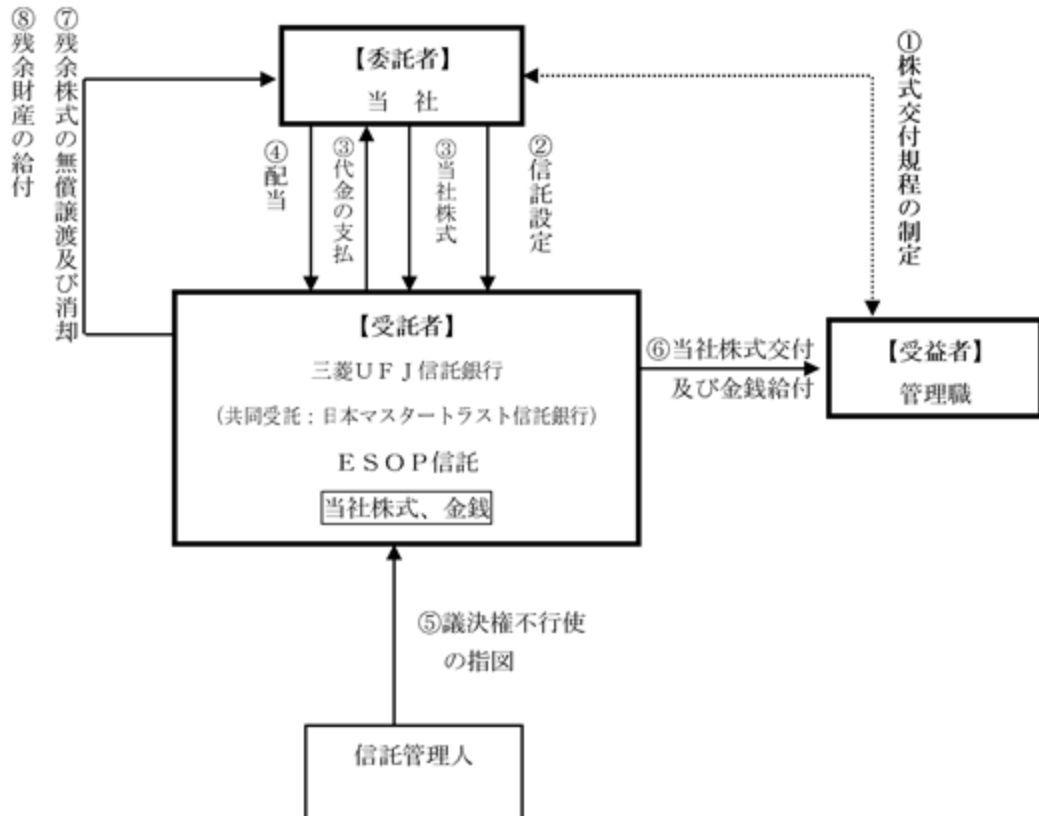
ヌ) E S O P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

1,366,000株（下記「d 割り当てようとする株式の数（口）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P 信託口）」と同数であります。）

ル) 受益者の範囲

当社管理職のうち受益者要件を満たす者

ロ) E S O P 信託の仕組み



当社はE S O P信託の導入に関して株式交付規程を制定します。

当社は株式の取得に必要な金銭を三菱UFJ信託銀行(受託者)に信託し、受益者要件を充足する管理職を受益者とする信託(E S O P信託)を設定します。

受託者は、信託管理人の指図に従い、で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)から取得します。

E S O P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。

E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、当社の株式交付規程に従い、毎事業年度における業績目標の達成度及び役職等に応じて、管理職にポイントが付与されます。当該ポイントに応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす管理職に対して、信託の設定年度を含む3事業年後に管理職に交付されます。(なお、信託契約等の定めに従い、信託内で当社株式を換価した金銭が給付されることもあります。)

信託終了時に残余株式が生じた場合、E S O P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却を行う予定です。

信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除し信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

また、信託費用準備金を超過する部分については、受益者への分配並びに当社及び管理職と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

当社は、取締役等を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬スキームを検討しておりました。

このような状況下において、三菱UFJ信託銀行株式会社より本制度の提案を受け、本制度に係る事務手續コスト等を含めて総合的に判断した結果、同社を本制度の委託先に選定いたしました。

なお、本制度においては前述の「b 提出者と割当予定先との間の関係(平成27年8月7日現在) イ) 役員報酬B I P信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

当社は、管理職を対象に、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高いインセンティブ・プランの導入を検討しておりました。

このような状況下において、三菱UFJ信託銀行株式会社より本プランの提案を受け、本プランに係る事務手續コスト等を含めて総合的に判断した結果、同社を本プランの委託先に選定いたしました。

なお、本プランにおいては前述の「b 提出者と割当予定先との間の関係(平成27年8月7日現在) ト) 株式付与E S O P信託の内容」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

372,000株

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

1,366,000株

e 株券等の保有方針

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)

信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)は株式交付規程に従い、当該ポイント数に応じた株数の当社株式を、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任時に交付することになっております。

(なお、信託契約等の定めに従い、信託内で当社株式を換価した金銭が給付されることもあります。)

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)

毎事業年度における業績目標の達成度及び役職等に応じて、管理職にポイントが付与されます。割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)は株式交付規程に従い、当該ポイントに応じた株数の当社株式を、一定の受益者要件を満たす管理職に対して、信託の設定年度を含む3事業年度後に交付することとなっております。(なお、信託契約等の定めに従い、信託内で当社株式を換価した金銭が給付されることもあります。)

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からBIP信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、BIP信託契約により確認を行っております。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からESOP信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、ESOP信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

イ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除く。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」という。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものといたします。

なお、BIP信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏といたします。

また、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、BIP信託契約において確約をしております。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

ロ) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除く。)であること、(2)役員等、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものといたします。

なお、E S O P信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏といたします。

また、割当予定先が特定団体等であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、E S O P信託契約において確約をしております。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度及び本プランの導入を目的として行います。

払込金額は最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した金額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前3か月間（平成27年5月7日から平成27年8月6日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である2,936円（円未満切捨て）としております。

直近3か月間の平均株価を採用した理由は次のとおりです。5、6月の株価推移は、決算発表後比較的安定した株価が推移したものの、7月はギリシャ問題や中国株式市場の一時的な暴落、これに伴う為替の円高化などの外部的要因を受けて相場全体が乱高下するなか、外部的要因に影響を受けにくい内需株に資金逃避がなされたこともあり、内需株は全体的に上昇し、当社株価も大きく上昇しました。このような外部的要因による影響を排除するため、7月単月の終値平均ではなく、3か月間の平均値（終値平均）を採用することが算定根拠としてより合理的であると判断したためです。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（平成27年8月6日）の終値3,140円（円未満切捨て）に93.5%（ディスカウント率6.5%）を乗じた額であり、直前1か月間（平成27年7月7日から平成27年8月6日まで）の終値の平均値である3,108円（円未満切捨て）に94.5%（ディスカウント率5.5%）を乗じた額、あるいは同直前6ヶ月間（平成27年2月9日から平成27年8月6日まで）の終値の平均値である2,855円（円未満切捨て）に102.8%（プレミアム率2.8%）を乗じた額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（社外監査役3名を含む。）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、割当予定先に対して特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明していません。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に管理職に交付すると見込まれる株式数であります。これらの処分数量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.06%（小数点第3位を四捨五入、平成27年4月1日現在の総議決権個数25,048,602個に対する割合0.07%）と小規模なものであります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い役員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

なお、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の社会貢献活動支援を目的とした自己株式処分1,125,000株を合計した場合でも、希薄化の規模は発行済株式総数に対して0.11%、総議決権個数に対して0.11%であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上より、流通市場への本自己株式処分による影響は、同日になされる他の自己株式処分の影響も併せて考慮しても、軽微なものであると考えられるものであり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
京セラ株式会社	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿 町6番地	343,606	13.72	343,606	13.70
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	298,493	11.92	298,493	11.90
日本スタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	141,467	5.65	141,467	5.64
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	108,418	4.33	108,418	4.32
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	71,954	2.87	71,954	2.87
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16- 13)	45,767	1.83	45,767	1.83
ジェーピーモルガンチェースバ ンク380055 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16- 13)	33,106	1.32	33,106	1.32
ステートストリートバンクアン ドトラストクライアントオムニ バスアカウントオーエムゼロ ツ-505002 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	100KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都中央区月島4丁目16- 13)	30,424	1.21	30,424	1.21
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,725	1.07	26,725	1.07
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16- 13)	25,698	1.03	25,698	1.02
計	-	1,125,659	44.95	1,125,659	44.88

(注) 1 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式185,954,982株は、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の社会貢献活動支援を目的とした自己株式処分1,125,000株の影響も併せ、割当後183,091,982株となります。ただし、平成27年4月1日以降の単元未満株式の買取り分は含んでおりません。

4 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本自己株式処分と並行してなされる「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の社会貢献活動支援を目的とした自己株式処分1,125,000株の影響も考慮しております。

5 当社は平成27年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しました。これにより、「所有株式数」、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」が調整されております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第31期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)平成27年6月18日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

KDDI株式会社 本店
(東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。